

仕 様 書

1. 件 名：自動火災報知機設備の修繕（消防用設備点検不備改修）

2. 修繕場所：京都市共生社会推進室分室

〒615-0005 京都市右京区西院春栄町3-2

3. 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年10月30日（金）まで
作業の詳細な日時は、契約後の打合せにより決定する。

4. 作業内容、条件

修繕場所に設置している消防用設備の下記の不備箇所を修繕すること。

- ・自動火災報知感知器の機能障害
（1階警備室周辺の感知器回路及び回線不良）

5. その他、留意事項

- （1）業務完了後、任意様式の作業報告書を提出すること。ただし、作業前後の写真貼付、修繕後の作動試験の結果記載等により具体的な作業結果がわかるものとする。
- （2）現地確認を御希望の場合は、必ず事前に共生社会推進室・村尾まで御連絡いただき、予約のうえ現地確認を実施すること（事前連絡及び予約無しに現地確認はできない）。また、現地確認に係る費用は負担しない。
- （3）現場確認及び修繕作業は、平日午前9時から午後5時の間とする。
- （4）作業に際しては、細心の注意を払うものとし、万一、施設等に損傷等を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。
- （5）本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議のうえ決定する。
- （6）業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部に公表または漏らしてはならない。
- （7）京都市は、請求があった日から30日以内に代金を支払うものとする。

6. 見積期限：令和8年9月10日（木）17時まで

注意事項

- ※ 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載してください。
- ※ 見積書は原本郵送、FAXまたはメールのいずれかにて送付してください。FAXでの送付時は宛先（村尾・山崎）が分かるよう送付をお願いします。
- ※ 見積書の宛名は「京都市長」とし、見積年月日、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を明記してください。

※ 契約する業者様にのみ連絡いたしますので、あらかじめ御了承下さい。

【問合せ及び見積送付先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市文化市民局共生社会推進室（京都市役所分庁舎地下 1 F）

担当：村尾、山崎

電話：075-222-3091

FAX：075-366-0139

E-mail：danjo@city.kyoto.lg.jp